

## 別紙①

## 障害福祉サービス 就労移行支援 点数表 (1単位=10円)

令和元年10月1日～

名称		単位	要件
就労移行支援サービス費(Ⅰ)(2)		717	・定員21人以上40人以下 ・新規事業所は、(三)就職後6月以上定着率が3割以上4割未満で算定する
体制加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 (1日につき加算)	・常勤の職業指導員・生活支援員のうち、精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士の有資格者を25%以上配置
個別加算	欠席時対応加算	94	・当該営業日の2日前以降に欠席連絡があり、助言とその記録がある場合 ・月4回まで
	訪問支援特別加算	187 (1時間未満) 280 (1時間以上)	・5日間継続してサービスを利用しなかった時に、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合 ・月2回まで
	初期加算	30 (1日につき加算)	・利用開始日から30日までの期間
	送迎加算(Ⅰ)	21 (片道につき加算)	・送迎を利用した利用者ごと
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	総単位数 ×加算率	・事業所として該当加算を算定

## その他

※体調不良等のやむえない事情がある場合を除き、サービス利用日当日に利用を辞退された場合、取消料としてキャンセル料を頂く場合があります(当日利用基本相当額の10%)